

整備箇所整理表【北部 10/20】

市町村名	調整箇所	湖岸名 (地域名・字名や一般的名称)	管理官名	1 湖岸の特性	2 防犯設備		3 湖岸で特に必要な観測点			4 湖岸管理者が実施する措置	5 湖岸管理(整備)目標	6 湖岸保全施設整備概要	7 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8 湖岸保全施設の維持又は修繕の方法			
					旧村部高 (堤防設置高)	旧村部高 (堤防設置高)	堤防	津波 高潮	津波 高潮						津波 高潮	津波 高潮	津波 高潮
東 京 都	○	大塚海岸	農林振興局 (西巣原)	背後に農地、菜園、道路がある。また、民家もある。	3.10 (-)	4.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●		
					3.10 (-)	4.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
					3.10 (3.10)	4.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.10 (3.10)	4.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.10 (3.10)	4.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.10 (3.10)	4.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.10 (3.10)	4.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.10 (3.10)	4.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.10 (3.10)	4.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.10 (3.10)	4.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
松 島 町	○	古津海岸 古浦地区	農林振興局 (松島町)	背後に民家及び道路がある。また、民家及び民道もある。新たな堤防整備が必要。	- (-)	3.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●		
					3.00 (3.00)	3.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
					3.00 (3.00)	3.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.00 (3.00)	3.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.00 (3.00)	3.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.00 (3.00)	3.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.00 (3.00)	3.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.00 (3.00)	3.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.00 (3.00)	3.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
					3.00 (3.00)	3.30	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

整備箇所整理表【北部 10/20】

市町村名	調整指定要否	海岸名 (地域名・字名や一般的呼称)	管理署名	1 海岸の特性	2 防波設備(標準)		3 海岸で特に必要な観測点		4 海岸管理者が実施する措置	5 海岸管理(整備)目標	6 海岸保全施設整備概要	7 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8 海岸保全施設の種類又は修繕の方法		
					旧計画(旧防波設備)		新計画(新防波設備)							環境 配慮 観測	利用
					旧計画 防波設備 高さ (m)	新計画 防波設備 高さ (m)	侵害 箇所 防波設備 高さ (m)	防波 設備 高さ (m)							
松島町	○	早川海岸	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地及び道路がある。 また、民家もある。 新たな堤防整備が必要。	3.00 (3.00)	3.30	-	津波・高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設整備に際しては自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	堤防 L=316m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝松島の保全に特段に配慮する。 ・漁業者と調整に配慮する。	・直立堤であり、堤防前の海岸利用者の安全に配慮し、日常巡視、臨時点検に際しては、特にコンクリートの劣化に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等や、仕スライド・仕口フラップゲートの稼働及び管渠の埋塞に留意する。		
	○	早川東海岸	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地及び道路がある。 また、民家もある。 新たな堤防整備が必要。	3.00 (3.00)	3.30	-	津波・高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設整備に際しては自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	堤防 L=169m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝松島の保全に特段に配慮する。 ・漁業者と調整に配慮する。	・直立堤であり、堤防前の海岸利用者の安全に配慮し、日常巡視、臨時点検に際しては、特にコンクリートの劣化に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等や、仕スライド・仕口フラップゲートの稼働及び管渠の埋塞に留意する。		
	○	早川西海岸	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地及び道路がある。 また、民家もある。 新たな堤防整備が必要。	3.00 (3.00)	3.30	-	津波・高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設整備に際しては自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	堤防 L=51m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝松島の保全に特段に配慮する。 ・漁業者と調整に配慮する。	・直立堤であり、堤防前の海岸利用者の安全に配慮し、日常巡視、臨時点検に際しては、特にコンクリートの劣化に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等や、仕スライド・仕口フラップゲートの稼働及び管渠の埋塞に留意する。		
	○	餅田海岸	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地及び道路がある。 また、民家もある。 新たな堤防整備が必要。	3.00 (3.00)	3.30	-	津波・高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設整備に際しては自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	堤防 L=406m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝松島の保全に特段に配慮する。 ・漁業者と調整に配慮する。	・直立堤であり、堤防前の海岸利用者の安全に配慮し、日常巡視、臨時点検に際しては、特にコンクリートの劣化に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等や、仕スライド・仕口フラップゲートの稼働及び管渠の埋塞に留意する。		
	○	新田海岸	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地及び道路がある。 また、民家もある。 新たな堤防整備が必要。	3.00 (3.00)	3.30	-	津波・高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設整備に際しては自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	堤防 L=201m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝松島の保全に特段に配慮する。 ・漁業者と調整に配慮する。	・直立堤であり、堤防前の海岸利用者の安全に配慮し、日常巡視、臨時点検に際しては、特にコンクリートの劣化に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等や、仕スライド・仕口フラップゲートの稼働及び管渠の埋塞に留意する。		
	○	駒形海岸	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地及び道路がある。 また、民家もある。 新たな堤防整備が必要。	3.00 (3.00)	3.30	-	津波・高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設整備に際しては自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	堤防 L=145m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝松島の保全に特段に配慮する。 ・漁業者と調整に配慮する。	・直立堤であり、堤防前の海岸利用者の安全に配慮し、日常巡視、臨時点検に際しては、特にコンクリートの劣化に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等や、仕スライド・仕口フラップゲートの稼働及び管渠の埋塞に留意する。		
	○	梅ヶ沢 I 海岸	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地及び道路がある。 また、民家もある。 新たな堤防整備が必要。	3.00 (3.00)	3.30	-	津波・高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設整備に際しては自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	堤防 L=292m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝松島の保全に特段に配慮する。 ・漁業者と調整に配慮する。	・直立堤であり、堤防前の海岸利用者の安全に配慮し、日常巡視、臨時点検に際しては、特にコンクリートの劣化に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等や、仕スライド・仕口フラップゲートの稼働及び管渠の埋塞に留意する。		
	○	梅ヶ沢 II 海岸	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地及び道路がある。 また、民家もある。 新たな堤防整備が必要。	3.00 (3.00)	3.30	-	津波・高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設整備に際しては自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	堤防 L=100m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝松島の保全に特段に配慮する。 ・漁業者と調整に配慮する。	・直立堤であり、堤防前の海岸利用者の安全に配慮し、日常巡視、臨時点検に際しては、特にコンクリートの劣化に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等や、仕スライド・仕口フラップゲートの稼働及び管渠の埋塞に留意する。		

整備箇所整理表【北部 10/20】

市町村名	調整箇所 指定箇所	海岸名 (地域名・字名や一般的 な呼称)	管理署名	1 海岸の特性	2 防波堤(備) (個別区画の防波堤(備)・防波堤(高潮)・防波堤(低潮))			3 海岸で特に必要な観測点			4 海岸管理者が実施する措置	5 海岸管理(整備)目標	6 海岸保全施設整備概要	7 施設整備を行うまでの 地域における配慮事項	8 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					旧計画高 (防波堤防高)	計画高 (防波堤防高)	計画高 (防波堤防高)	浸食 計画線岸高 整備防高	防波 堤	環境 観測 点					
松島町	○	名蔵漁港海岸 名蔵地区	水産庁 (松島町)	背後に、民営及び道路がある。新 たな堤防整備が必要。	3.10 (3.10)	3.30	-	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 ○特別名勝松島保護地区であるため景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 ○自然公園、鳥獣保護区、特別名勝松島保護地区であ るため自然環境及び景観に配慮する。	堤防 L=221m	・特別名勝松島の保全に特段に 配慮する。 ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、堤防開削における支障物等に留 意する。		
松島町	○	小白浜海岸	水管理・国土 保安局 (宮城県)	背後に、民営及び道路がある。 また、農地として利用されている。 新たな堤防の整備が必要。	2.953.1 (2.953.1)	3.30	-	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 ○自然公園、鳥獣保護区、特別名勝松島保護地区であ るため自然環境及び景観に配慮する。	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 ○自然公園、鳥獣保護区、特別名勝松島保護地区であ るため自然環境及び景観に配慮する。	堤防 L=638m	・自然景観等の保全に配慮す る。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び6年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、堤防開削における支障物及び管 渠の埋塞に留意する。		

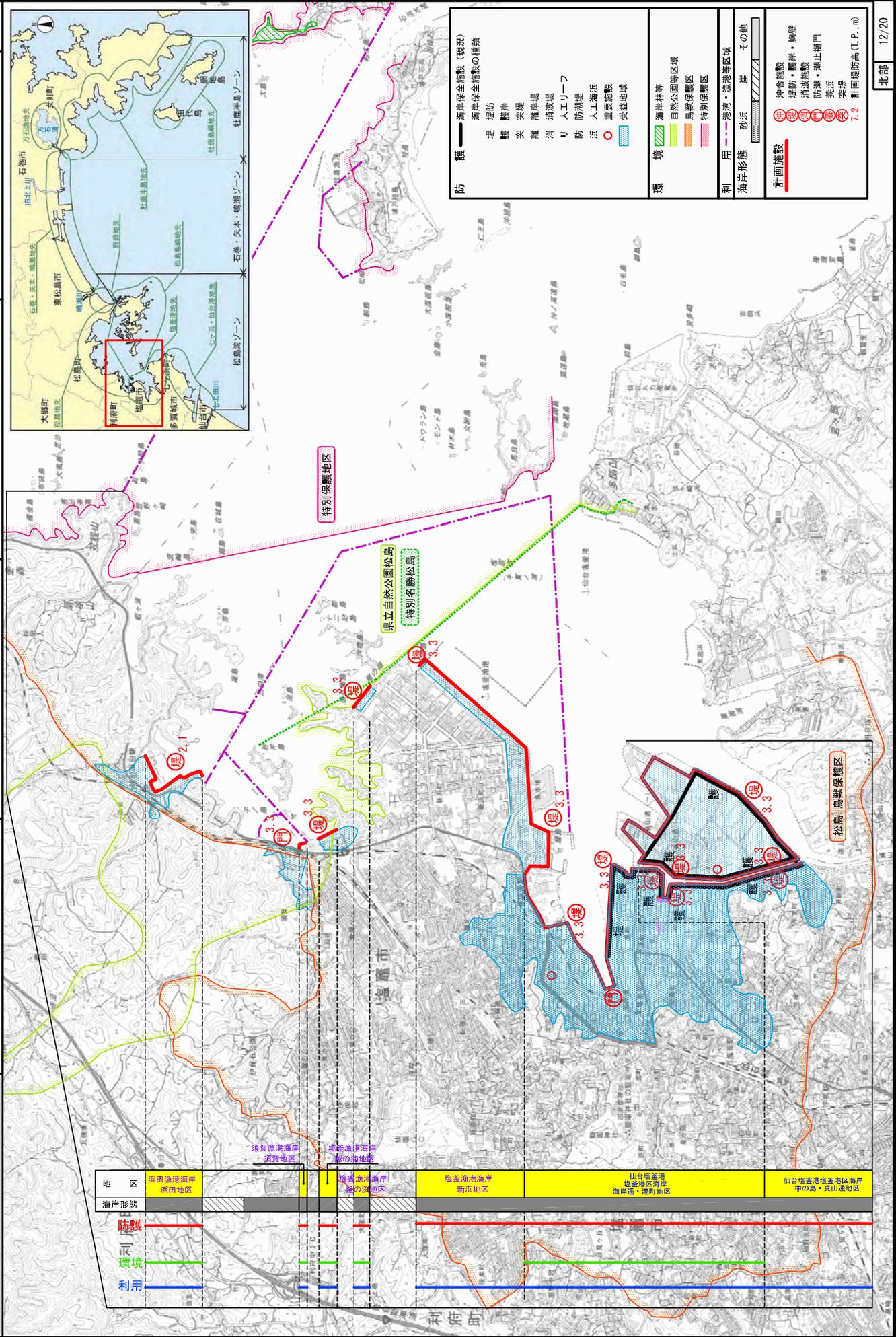
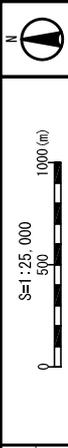
防波堤対応: ●津波対策、○優先などの海岸保全対
策、△保守点検等
環境対応: ◎
利用対応: □

施設整備計画図

沿岸名
仙台湾（宮城地域）

ゾーン名
松島湾

地先名
松島(3), 塩釜港(1)



地区	海岸形態	防護	環境	利用
浜田湾海岸 浜田地区		---	---	---
塩釜湾海岸 新浜地区		---	---	---
仙台湾海岸 塩釜地区 海浜地区		---	---	---
仙台湾湾海岸 中の島・貝山地区		---	---	---

防護	海岸保全施設（類型） 海岸保全施設の種類 堤防 防波堤 突堤 離岸堤 消波堤 リニアエリーフ 防波堤 人工海浜 重要施設 交差点
環境	海岸林帯 自然公園等区域 鳥獣保護区 特別保護区
利用	港湾・漁港等区域 その他
海岸形態	崖 砂浜
計画施設	消波施設 堤防・離岸・胸壁 消波施設 防波堤・消波門 突堤 養浜 7.2 計画堤防高(T.P.:m)

整備箇所整理表【北部 12/20】

市町村名	施設名 (地域名・字名や一般的な呼称)	管理者名	1. 海岸の特性		2. 防風水準		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する措置	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行うべき地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	
			背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	旧計画高(防潮地防高)	計画防高	計画防高差	浸食	防風	遊歩						利用
利府町	○ 糸田漁港海岸 (糸田地区)	水産庁 (利府町)	背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	- (-)	2.10	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○特別名勝松島の保全に配慮する。 ○漁業利用に配慮する。	天端高TP+2.10mの堤防を整備する。	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●当海岸の利用形態は、カキを主たる品目とした漁業利用が中心であり、日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	堤防 L=104m	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●当海岸の利用形態は、ワカメ、旨煮を主たる品目とした漁業利用が中心であり、施設及び遊歩操作するために必要な機材・器具等を良好な状態で保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。 ●日常巡視に際しては、堤防・水門の後検に伴う支障物に留意する。		
	○ 須賀漁港海岸 (須賀地区)	水産庁 (利府町)	背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	- (-)	3.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○特別名勝松島の保全に配慮する。 ○漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの水門を整備する。	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●当海岸の利用形態は、ワカメ、旨煮を主たる品目とした漁業利用が中心であり、施設及び遊歩操作するために必要な機材・器具等を良好な状態で保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。 ●日常巡視に際しては、水門の後検に伴う支障物に留意する。	水門 N=1基	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●当海岸の利用形態は、ワカメ、旨煮を主たる品目とした漁業利用が中心であり、施設及び遊歩操作するために必要な機材・器具等を良好な状態で保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。 ●日常巡視に際しては、水門の後検に伴う支障物に留意する。		
	○ 塩釜漁港海岸 (塩釜地区)	水産庁 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	- (-)	3.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○特別名勝松島の保全に配慮する。 ○海岸へのアクセスの確保等、漁港利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●日常巡視に際しては、特に遊歩物のフック・破損に留意する。	堤防 L=211m	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●日常巡視に際しては、特に遊歩物のフック・破損に留意する。		
	○ 塩釜漁港海岸 (塩釜地区)	水産庁 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	- (-)	3.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○特別名勝松島の保全に配慮する。 ○海岸へのアクセスの確保等、漁港利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●日常巡視に際しては、特に遊歩物のフック・破損に留意する。	堤防 L=219m	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●日常巡視に際しては、特に遊歩物のフック・破損に留意する。		
	○ 塩釜漁港海岸 (新浜地区)	水産庁 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	- (-)	3.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○特別名勝松島の保全に配慮する。 ○海岸へのアクセスの確保等、漁港利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する。	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●日常巡視に際しては、特に遊歩物のフック・破損に留意する。	堤防 L=2,350m	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●日常巡視に際しては、特に遊歩物のフック・破損に留意する。		
塩竈市	○ 仙台塩釜港雄勝地区 海岸通・港町地区	港海局 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。	2.70 (1.10)	3.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○海岸林等、鳥獣保護区であるため自然環境及び景観に配慮する。 ○海岸へのアクセスの確保等に配慮する。	天端高TP+3.30mの胸壁・護岸・水門を整備する。	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●潮定時期や遊覧船乗り場が併設されているため、多くの利用者がいることから、日常巡視に際しては、特に利用者の安全に留意する。また遊歩も確保されていることから、潮間閉鎖における支障物等や利用者の安全に留意する。 ●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	胸壁・護岸 L=2,271m 水門	●潮定時期や遊覧船乗り場が併設されているため、多くの利用者がいることから、日常巡視に際しては、特に利用者の安全に留意する。また遊歩も確保されていることから、潮間閉鎖における支障物等や利用者の安全に留意する。 ●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	●潮定時期や遊覧船乗り場が併設されているため、多くの利用者がいることから、日常巡視に際しては、特に利用者の安全に留意する。また遊歩も確保されていることから、潮間閉鎖における支障物等や利用者の安全に留意する。 ●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○ 仙台塩釜港雄勝地区 中の島・真山地区	港海局 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。	2.70 (1.10)	3.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○海岸へのアクセスの確保等に配慮する。	天端高TP+3.30mの胸壁・護岸を整備する。	●特別名勝松島の保全に特別に配慮する。 ●遊歩施設の利用に配慮する。	●潮定時期や遊覧船乗り場が併設されているため、多くの利用者がいることから、日常巡視に際しては、特に利用者の安全に留意する。また遊歩も確保されていることから、潮間閉鎖における支障物等や利用者の安全に留意する。 ●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	胸壁・護岸 L=6,712m	●潮定時期や遊覧船乗り場が併設されているため、多くの利用者がいることから、日常巡視に際しては、特に利用者の安全に留意する。また遊歩も確保されていることから、潮間閉鎖における支障物等や利用者の安全に留意する。 ●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	●潮定時期や遊覧船乗り場が併設されているため、多くの利用者がいることから、日常巡視に際しては、特に利用者の安全に留意する。また遊歩も確保されていることから、潮間閉鎖における支障物等や利用者の安全に留意する。 ●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		

防風対応: ●津波対策、○備食などの海岸保全対策
 浸食対応: △保守点検等
 遊歩対応: ◎
 利用対応: □
 現況: ●特に配慮が必要
 ○一般的な配慮が必要
 要